

## 埼玉DMA T運用協議会設置要綱

### (目的)

第1 地震などの自然災害や大規模な交通事故等の災害現場で救命処置等を行う災害派遣医療チーム「埼玉DMA T (Disaster Medical Assistance Team)」(以下「埼玉DMA T」という。)の設置及び運用等の推進を図るため、埼玉DMA T運用協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 埼玉DMA Tの運用に関すること。
- (2) その他埼玉DMA Tの活動に関し必要と認められる事項。

### (構成)

第3 委員は、次の各機関から推薦された者をもって構成する。

- (1) 埼玉県医師会
- (2) 日本赤十字社埼玉県支部
- (3) 埼玉県災害拠点病院
- (4) 埼玉県危機管理防災部危機管理課
- (5) 埼玉県危機管理防災部消防課
- (6) 埼玉県保健医療部医療整備課
- (7) 県代表消防機関
- (8) 幹事消防本部
- (9) 埼玉DMA T指定病院所在地の市町村消防本部
- (10) 埼玉県保健所長会(県保健所及び市保健所から各1名)

### (任期)

第4 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5 協議会には、委員長及び副委員長を置く。

- (1) 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長の指名により任命する。
- (2) 委員長は、協議会を招集し、会務を総理する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 委員長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(代理)

第6 委員は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第7 協議会の庶務は、埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第8 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は平成18年6月14日から施行する。

一部改正

この要綱は平成19年10月11日から施行する。

この要綱は平成24年 6月 8日から施行する。

この要綱は令和 3年 4月15日から施行する。